

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：13701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2016

課題番号：25671014

研究課題名(和文)高齢者虐待における虐待者と被虐待者分離後の支援プログラムの開発

研究課題名(英文)Development of support program after the separation for abuse avoidance with victim of elder abuse and abusers

研究代表者

石原 多佳子(Ishihara, Takako)

岐阜大学・医学部・教授

研究者番号：00331596

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：調査結果から、虐待した家族の孤立や家族が空虚感を伴う生活を再構築しようとしていること、自宅に戻る高齢者が少なからずいるということから、児童虐待の再統合プログラム(CBTやFGC、CARE等)を参考に、介護者サロンやピアサポートに積極的なプログラム導入のため、特に多職種が専門性を生かしながら多面的に関わることができるプログラムを試行しながら実施可能なものに近づけたいと検討している。

研究成果の概要(英文)：The findings show that the family who abused an elderly person become isolated from the society and they are going to rebuild the life with the void, not a few elderly person would like to come back home.
In reference to a reunification program (CBT and FGC, CARE) of the child abuse, we try the support program that concerned with many types of job can use their specialty in the caregiver salon and an organization of the peer support.

研究分野：地域看護

キーワード：高齢者虐待 高齢者虐待養護者支援 分離後の養護者支援 地域包括支援センター 介護支援専門員

1. 研究開始当初の背景

2006年に「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下高齢者虐待防止法)が施行された。虐待相談窓口が設置されたことにより、2010年度「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(厚生労働省)調査では虐待相談・通報件数は養護施設従事者及び養護者ともに前年度より増加し、また虐待と認められたケースは市町村等の対応が行われ、その件数も増加している。しかし欧米諸国ではほとんど問題視されていない家族による「介護殺人(未遂)」「介護心中(未遂)」といった究極の虐待問題は、日本においては後を絶たない。同調査によると、地域包括支援センターへの相談・通報後、虐待が確認された中の32.5%がその解決策として虐待者からの分離を行っている。一方イギリスやオーストラリアでは、高齢者虐待防止は、要介護者のための介護者支援ではなく介護者のための介護者支援へと大きく転換していつている(2009井上、2008三富)。つまり、要介護者の人権のみならず、介護者の人権も守ろうとする視点で虐待発生そのものを予防するものである。日本では高齢者虐待の早期発見、早期介入・対応に重点が置かれている。特に在宅における介護者支援については、介護負担の軽減やサービス基盤の整備、要介護者のQOL向上に向けたアセスメントに付随した介護者の支援等に重きが置かれている。しかしながら分離後の虐待者や被虐待者の支援についての研究は非常に少ない。虐待者が良心に苛まれたり、分離した被虐待者との交流が途絶えたりすることも少なくない(2004赤司)。分離後、家族再統合は児童虐待と異なり困難であると予測できるが、虐待者や被虐待者に対する何らかの関わりを専門家らがもつことは、分離された両者のQOLや健康の保持や、虐待の再発や世代間連鎖の防止などの点から極めて重要であると考えられる。

2. 研究の目的

- 1) 虐待者と被虐待者の分離後の実態を明らかにする。
- 2) 虐待により家族が崩壊あるいはその家族が地域で生活を再構築する場合など事例検討し、地域の人々や専門職の関わりを通しその役割や方法を明らかにする。
- 3) モデル地域において分離後の虐待者、被虐待者のケアに関するアセスメントシート及び分離後の支援モデルを構築する。

3. 研究の方法

目的1)~3)に対応

- 1) 東海北陸(愛知、岐阜、三重、長野、静岡、石川、福井、滋賀、石川)の9県のすべ

ての地域包括支援センターの高齢者虐待担当1名を対象とした。合計806か所とした。

2) 2県の居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、地域包括支援センターの介護支援専門員12名にインタビュー調査を行い、質的帰納的に分析した。

3) 児童虐待における家族再統合に関するプログラムを参考に検討中である。

4. 研究成果

以下1)~3)は目的に対応

1) 虐待者と被虐待者の分離後の実態

回答者数294人(回収率36.5%)であり、288人(有効回答率35.7%)を分析対象とした。

(1) 対象の基本属性(略)

(2) 高齢者虐待が認められた場合に分離に至らなかったケースの現状と終結について

平成27年度(1年間)に、分離に至ったケースがなかった(0件)は49.7%(143人)であった。分離に至ったケースの件数では年間1~2件が30.9%(89人)と最も多かった。一方、虐待は認められたが分離に至らなかった答えたものは66.7%(192人)であった。それらのケースは年間1~5件が46.2%(133人)で最も多かった。

平成26年~27年の2年間で分離後自宅に戻ったケースはない(0件)は72.9%(210人)であった。平成26年~27年の2年間で分離後、養護者を支援しておけばよかったと思われるケースが有りのものは28.5%(82人)であった。

虐待が認められたが分離をしなかったケースの、被虐待者との関わり方の終結時期について、「養護者や被虐待者が安定した生活を送れると判断した時点を終結とする」が71.5%(206人)であった。その他10.4%(30人)の内容のほとんどは、「終結せず、何らかの形で確認できる機会を持つ」、「担当のケアマネに任せるが継続支援は行っている」、「介護者カフェなどに誘う」、「介護者交流会に誘う」などであり、何らかの形で見守り、間接支援を続けているという内容であった。

(3) 高齢者虐待が認められ分離に至った場合の養護者支援の現状について

養護者の支援は地域包括支援センターの方針として必要性について、71.2%(205人)が「必要」とした。

分離後、養護者支援の必要性をアセスメントするかについて69.8%(201人)が「する」とした。分離後、養護者支援の必要性のある場合の中心となる支援担当者は、「地域包括支援センター」31.9%(92人)が最も多かった。「その他」の内容は、ほとんどが「ケースにより担当者は決める」、「養護者の支援内容により決める」などであった。

(4) 高齢者虐待が認められ分離に至った後

の被虐待者との実際の関わりについて

分離後に、高齢者が施設入所した場合、入所施設等に対して高齢者の生活状況の把握に関して、77.8% (224 人) が被虐待者の生活状況を把握していた。その情報は「施設担当者」89.7% (201 人) からが最も多く、「家族から」は 18.3% (41 人) であり最も少なかった。分離後に被虐待者の生活状況を「把握しない」と回答した 44 人の理由は、「施設担当者に任せる」54.5% (24 人) が最も多く、一方で「把握したいがマンパワー不足」34.1% (15 人) があった。

(5) 高齢者虐待が認められ分離に至った後の養護者との実際の関わりについて

施設入所などの分離後、養護者との関わりを継続したものは 69.8% (201 人) であった。継続する 201 人のうち、どのような場合に継続したかについて、最も多かった回答は「養護者(虐待者) 家族に経済的、社会的、精神的、身体的など問題がある場合」86.1% (173 人) であった。

さらに、養護者との関わりを継続した場合の支援プログラムの作成については、「特に支援プログラムはないが、担当者が養護者の生活(心身の状況、生活の状況)を整える」86.1% (173 人) で最も多かった。

次に、養護者との関わりを継続しないと回答した 86 人のうち、その理由は、「継続したいがマンパワー不足で余裕がない」25.6% (22 人)、「自治体の担当課に任せる」22.1% (19 人) であった。

(6) 被虐待者が分離のため施設入所し、退所後に養護者のもと(自宅)へ戻る場合の対応

被虐待者が分離のため施設入所し、退所後に養護者のもと(自宅)へ戻る割合は、「ほとんど戻らない」69.8% (201 人) であった。

養護者の元に戻る場合の養護者に対する支援センターの担当者」47.2% (136 人) が最も多かった。また、養護者の元に戻ることに適否を判断するチェックリスト等について「ない」が 74.0% (213 人) であった。そして養護者の元に戻るにあたり、養護者支援計画(プログラム)を「作成する」は 8.0% (23 人) であった。

(7) 虐待防止(一次予防)に関する事業(取り組み)の実施状況について

事業で最も広く実施されているのは、「認知症の理解や対応の講座」72.9% (210 人)、「介護者支援のためのサロン、認知症カフェ、介護経験のある方を中心としたピアの地区組織化」44.4% (128 人) であった。その他の内容は、高齢者虐待の啓発、自立相談支援センターとの連携や法テラス、成年後見制度の説明会、民生委員への虐待研修会、ケアマネ・事業所向けの研修会、相談窓口の周知、生活困窮者自立相談支援との連携などで

あった。

(8) その他(自由記述のまとめ)

自由記述の記載は 199 人からあり、202 項目であった。以下、項目ごとにし代表的な記述を抜粋し複数の意見をまとめた。(以下、地域包括支援センターは包括と記す)

分離後の養護者支援の終結の判断とその方法について

ア. 終結の判断

- ・養護者が自立し、生活が再建できたとき
- ・被虐待者と養護者双方が程よい距離が保てた時点、適切な関係性ができた時点
- ・養護者の就労まで
- ・養護者と被虐待者が一緒に暮らし始めた時
- ・何らかのサービス、専門機関につながったとき、サポート体制がしっかりできたとき
- ・分離がなされかつ養護者がこの分離を知りえてもその施設に赴く恐れがない状況(条件)となったとき
- ・養護者の支援の希望がない場合
- ・施設入所した時点
- ・被虐待者又は養護者の死亡まで

イ. 終結の方法

- ・行政を交えた関係機関で協議し終結の判断はチームで行う
- ・終結時には対応する次の専門機関につなぐ
- ・特に障害、困窮、就労、引きこもり 65 歳以下の場合等

・虐待が終結すると、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業で対応する

・養護者の終結判断について、市としてマニュアル化がされていない。関係者間の話し合いで決めているが、曖昧な点が多いのが課題である

ウ. 分離後の包括の役割

- ・被虐待者、養護者双方の権利擁護、生命を守る
- ・分離しても養護者、被虐待者双方の伝達役、歩み寄りのための調整役
- ・金銭的な搾取などが原因の場合は、養護者の生活支援
- ・手続きや制度等での支援
- ・必要な社会資源につなげる役割
- ・地区担当保健師や社会福祉課、障害相談事業、権利擁護、ハローワーク等関係機関との多職種との連携調整

分離後の養護者支援についての意見及び課題(可能な限り原文のまま)

ア. 関連部署との連携

・虐待の事実がありと判断されたケースで、やむを得ない事由による措置の分離を市の担当部署の理解が必要。分離が終結ではないことの認識が不十分と感じる。

・自分で必要な支援を受けられない養護者に対して、中心になって関わる機関がはっきりしていない。主担当が支援計画に基づき、地域を巻き込んで継続的支援が必要である。

・地域包括のみでは、対応困難であるのが現

実。本人支援、養護者支援を包括で行えと市からよく言われるが、見方が偏るなど、養護者からも信頼を得ることができない。

・養護者自身が高齢者の場合は継続的に支援しているが、65歳未満の養護者自身の問題（障害、就労、困窮など）は、それぞれの、専門窓口につなぐまでで精一杯である。

・養護者自身が相談しようとしなければ、支援先を積極的にアプローチしないため、終結したのと同じことになってしまうのが現状である。

・委託された包括が必要を感じても行政担当課が対応する気がないため支援が継続できない。

・責任主体の行政の意識が乏しいため、終結の判断に至らない。もちろん対応についてもできていない。

イ. 養護者支援の必要性

・一時的に分離後、介護者が自殺するケースがあった。警察や病院の対応を含め養護者支援の必要性を感じた。

・養護者支援については、虐待終結時点で積極的支援は終了とするが、関係機関にしっかりつなぎ、その後も相談等の支援ができる体制は整える必要はあると考える。

・支援の終結は再統合にあると考えている。高齢者においては分離したままで養護者は安心してしまい、そのまま施設で看取りを迎えるケースが多いが、本来の終結は養護者への介護教育や経済的支援により平穏な家族関係を取り戻すことにあると考える。そのため養護者への継続的支援は必須と考える。

・複合的な課題を抱える家庭が増える中で、高齢者単独で分離のみを考えた支援では、養護者との分離もうまくいかず、必然的に養護者支援も必要になってくる。

・虐待であるか、判断のつきかねる場合の支援のほうが体制を確実にする必要がある。小さな芽を摘んで虐待になる前に未然に防ぎたい。

・養護者支援なき虐待対応は対症療法に過ぎず、根治治療にならない。以下に再発しないか。環境を整えることが重要。

ウ. 養護者支援についてのシステム化

・そもそも市事態に相談を受け付ける体制が十分ではなく、養護者支援まで想定していない。包括で動くとなると、極論でいえば、ボランティアで支援するような形になる。また市担当課だけでなく警察や民生委員等を含めた形でシステム化できれば良い。地域ケア会議で方法論について包括に丸投げというような形ではシステム化はむずかしい。

エ. ケアマネジャーとの連携

・虐待に対しケアマネが介入することで養護者への介護苦勞等、主観的視点が入りすぎ包括に客観的な情報が入りづらい側面がうかがえる。そのため虐待対応が遅れる面があるように思われる。

・ケアマネジャーは基礎となる専門が様々なため考え方に差がある。

・まず虐待対応＝権利擁護の視点をケアマネジャーに対し教育していく必要がある。その場のサービス調整は、あとで一時的な支援であることを理解してもらうことが大切である。

オ. 養護者が複雑なケースの場合の困難さ

・養護者が精神疾患等を有している場合
養護者で何らかの疾患があるか、未受診の場合、保健所、障害担当課の対応となるが、本人が拒否すると終了となる。もしくは、最初から拒否され、支援につながらない、特に発達障害の恐れの場合、周囲の支援につなぐりにくい。

養護者自身が、サポートが必要との意識がなく、包括でかかわるには限界がある。特に発達障害や精神疾患との診断があっても一般就労しているケースもあり、障害福祉も積極的にかかわろうとしない。

養護者支援は必要と考えるが、養護者が精神疾患や人格障害を有している際は、虐待者が養護者を心配したり、隠したりするため特に対応が困難である。

養護者は精神疾患でかつ生活困窮のケースの場合、相談対応できる受け皿がない。

精神科医師の訪問診療、訪問看護の充実を図って欲しい。

・経済的な問題のある場合

養護者支援についてはスムーズに進むことは難しい。無職の子が親の年金を当てにしているケースが多いが、就職も簡単ではなく、特に中高年以上の子になると、抱えている問題も多く多職種連携が必要だが、かかりつけ医のないケースも多く受診に繋がらないことでサービスに繋ぐことができない。

・養護者は、性格や考え方や認知のゆがみがある場合、対応していく中で特に分離を行った場合、養護者の関係を築き支援につなげていくことは非常に難しく時間も要する。虐待対応を他の業務を行いながら行う包括では限界も感じている。

・分離を図るときに、養護者に秘密で行う場合も多く、支援という枠組みでことさら接触を図らないケースがほとんどである。

・障がいや生活困窮など制度の対象となる養護者はいいがその対象にならない場合、どの機関が支援するのか悩む。

カ. 若年者(65歳未満)の支援の困難さ

・養護者が高齢でかつ支援が必要な場合、引き続き対応するが、若年者の場合はその後の対応まで手が回らないのが現状。経済的問題があれば福祉課等に引き継ぐが、その後については把握していない。

・介護保険制度外の年齢であるため、支援の必要性は感じているが、支援者につなぐまでのかかわりに難しさを感じる。

キ. その他

・分離することに対して養護者の理解が得られなかったり、分離に対しては理解を示しても、養護者が自身の支援に対しては拒否したり自覚がない場合に、支援のきっかけづくり

が難しい。養護者に伝えなくて、虐待、被虐待者という関係から分離をしていくのでそこから養護者とのラポールを築いて支援することが大変であり、そのようなところも含めて支援モデルの構築を望む。

- ・分離をした場合、包括と養護者との関係が悪化してしまうことがある。
- ・支援手順や判断基準をプログラム化やマニュアル化していないので、今後ケースが増加した際には困る。

(9) まとめ

虐待により分離した後の養護者の支援は、約30%が支援を継続していなかった。分離のためいったん施設などに入所すると73%が自宅に戻ることはなく、そこで支援が終了することが明らかになった。分離までが地域包括支援センターの役割であり、その後はケアマネジャーや自治体の役割であるとの認識しているものが多かった。そして支援を継続するか否かの判断は担当者に任せられており、基準となるアセスメントシートや養護者の支援計画作成等はなされていなかった。しかしながら被虐待された高齢者は自宅に戻ると27%のものが回答しており、その現状を考えると虐待の再発を防止するためには養護者や虐待された高齢者の支援が必要である。また65歳以下の養護者支援の困難さ、複合的な課題を抱える家庭が増えている中で、自治体と包括の温度差がある現状も明らかになった。地域では、認知症の理解や認知症高齢者の対応等の講座や研修は多くの包括支援センターで実施されていた。しかし介護者支援のためのサロンやピア組織は半数に満たず、そのほとんどが一次予防の役割を担うものであった。分離後の養護者の生活の再構築やそのための支援は、個々のアセスメントを関係者が様々な視点から実施し、そのツールが必要であると同時に、そのプログラムが必要であることが確認された。加えて個別のアプローチだけではなく、地域全体として虐待した養護者に対する理解や見守りができる地域の力を醸成することも重要であることが示唆された。

2) 家族が地域で生活を再構築できるまでの専門職の関わり

介護支援専門員の語りを通して高齢者の施設入所前後における、介護者の心情と介護支援専門員の関わりについて分析した結果、【介護者と高齢者との相補的な関係】【積み重ねられた生活歴】【高齢者の変容に追いつかない介護者の葛藤】【介護への自負】【地域の中の自宅という閉鎖空間での孤立】【別居後の空虚感と正当性の確認】の6つの中核カテゴリーと13のカテゴリー、26のサブカテゴリーが抽出された。それらの関連性を検討して図式化したものを図1に示した。

(1) 虐待回避のための施設入所に至るまでの高齢者と介護者の関係性

介護支援専門員は介護者や高齢者の状況を客観的に把握し微細な虐待の兆候を見逃すことなく、そして容認することなく早期に市町村に相談・通報し情報を共有し連携することが必要である。また、長年積み重ねられたこれまでの生活の中で暴力の連鎖や性的問題など、専門家が時間をかけて関係性を築かなければ簡単に介入できない問題も抱えている。これらはともすると虐待を誘導しかねない関係性であり、時間をかけて専門家との関係性を築きながら発生を予防しなければならない。

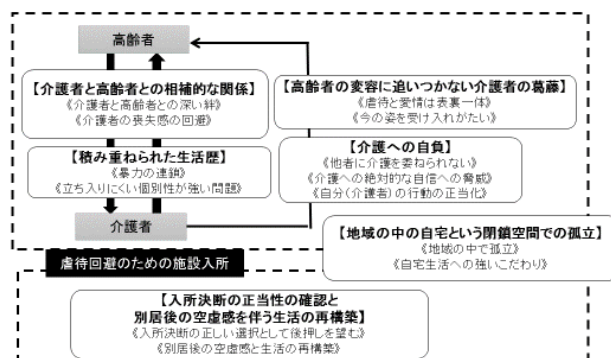


図1 虐待の回避のための施設入所前後における介護支援専門員が捉える介護者の心情と支援

(2) 高齢者虐待を回避するため施設入所に至った後の高齢者と介護者の関係

介護者は入所後高齢者との交流を深めることで【入所決断の正当性の確認と別居後の空虚感を伴う生活の再構築】をする時間が必要である。赤司(2001)は、介護者と高齢者の分離は、お互いの心の余裕を持つことができる点では効果的であるが、中期的には介護者及び高齢者の人生をより満たされたものにするために、家族間交流の再開やそのための努力が必要であると述べている。なお本研究では、介護支援専門員など支援者は介護者や高齢者に虐待を回避するための施設入所についての説得に時間をかけるためにその間に虐待を引き起こしかねない状況もあったことを加えたい。さらに赤司(2001)は、関係性の充足の中に喜びや生きがいを感じ取ることができるものであり、家族システムの視点から関わるのが有効にはたらくことを指摘している。また津村ら(2014)は、虐待消失・終結後に専門職が養護者支援をしていない割合が3割であったとの調査結果を示し、専門職には分離後の養護者支援計画を作成することも任務であり、義務であるとの自覚が乏しいことや、近所付き合いの希薄化を防ぐソーシャルキャピタル育成の役割について指摘している。加えて、専門職の分離後の支援では、親に経済的に依存した状態から自立への一歩が踏み出せない息子等への生活自立支援、近隣・地域環境に溶け込む支援を行い、介護者の思いつめや孤立を防ぐ関係性の構築に向け、社会的自立・参加への誘導・仲介役を担う必要があると述べている。本研究では、介護支援専門員はインタビューのはじ

めには施設入所後の介護者への支援については関心が薄く、その役割をとるのは、現制度の中では限界があること、さらにマンパワー不足の問題もあると捉えていた。介護保険制度の中で施設入所後の介護者に関わることは困難であるが、介護支援専門員などの支援者が介護者の支援が必要と判断した場合、行政の保健師などに引き継ぐことも重要であると考え、さらに家族会やピアサポートの組織などの育成などとともに、個別でかわりを持つ介護支援専門員をはじめとする医師や訪問看護師等の専門家の関係性の持ち方や連携が重要である。特に在宅サービスのキーとなる介護支援専門員の役割は期待されるところである。

3) 分離後の虐待者、被虐待者のケアに関するアセスメントシート及び分離後の支援モデル構築のための検討

これまでの研究結果から、虐待者である養護者の生活の再構築のための支援の必要性が明らかになった。また、だれがどのように行うのか、そして根拠法令の内容も含めて検討が必要である。まず児童虐待における家族再統合、親支援などのプログラム(CBTやFGC,CARE等)を参考に、高齢者家族、養護者が抱える問題、発達課題の観点などを探り、児童虐待と高齢者虐待のその共通性と相違性の検討に取りかかった段階でありプログラム作成に至らなかった。

引用文献

- 1) 厚生労働省：平成25年度高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072782.html> > (2015.9.20)。
- 2) 井上恒男：「介護者支援政策」再考 日英政策展開の比較。同志社政策科学研究, 7(1), 13-26, 2005。
- 3) 三富紀敬：欧米の介護保障と介護者支援 家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論(初版)。153-190, ミネルヴァ書房, 京都, 2010。
- 4) 赤司秀明, 井上秀之：高齢者虐待防止のための分離と家族再統合に関する研究 - 子ども虐待への対応とパイロット調査を見据えて -。東日本国際大学福祉環境学部研究紀要, 6(1), 27-36, 2010。
- 5) 勝亦麻子, 塚田典子：高齢配偶者間虐待の終結に関する研究。高齢者虐待防止研究, 11(1), 106-116, 2015。
- 6) 津村智恵子, 榊田聖子, 臼井キミカ：事例から見た養護者支援の実態と課題 - 個別養護者支援の実態調査 -。高齢者虐待防止研究, 10(1), 33-40, 2014。
- 7) 榊田聖子, 津村智恵子, 臼井キミカ：都市部における高齢者虐待の被虐待者と養護者の実態と課題 - 個別事例調査 -。高齢者虐待防止研究, 10(1), 24-32, 2014。

- 8) 信田さよ子：アディクションアプローチ - もう一つの家族援助論 - (第1版)。16-26, 医学書院, 東京, 2000。
- 9) 大光房枝, 上原たみ子：在宅の被虐待高齢者と養護者の分離の判断根拠と分離を行う際の支援内容;行政保健師の役割を中心に。高齢者虐待防止研究, 9(1), 64-74, 2013。
- 10) 赤司秀明：介護における家族システムの役割と関係性の充足 - 高齢者虐待の事例を踏まえて -。介護福祉学, 8(1), 43-49, 2001

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計1件)

石原多佳子、表志津子、小林和成、纈纈朋弥：高齢者虐待回避のために施設入所にいたった介護者の心情とその支援。高齢者虐待防止研究第12巻第1号2016、78-85。(査読有)

[学会発表](計1件)

ISHIHARA Takako、OMOTE Shizuko、KOBAYASHI Kazunari、KOKETSU Tomomi：The Needs of the Peer Supports for the Family Caregiver to Prevent Elderly Abuse. The 2017 Hawaii International Conference on Education. January 3-6. The Hilton Hawaiian Village in Honolulu, Hawaii. (U.S.A.)

[図書](計0件)

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
石原 多佳子 (ISHIHARA Takako)
岐阜大学・医学部・教授
研究者番号：00331596
- (2) 研究分担者
表 志津子 (OMOTE Shizuko)
金沢大学・保健学類・教授
研究者番号：10320904
- (3) 研究分担者
小林 和成 (KOBAYASHI Kazunari)
岐阜大学・医学部・准教授
研究者番号：70341815
- (4) 研究分担者
纈纈 朋弥 (KOKETSU Tomomi)
岐阜大学・医学部・准教授
研究者番号：40457114
- (5) 研究分担者
後閑 容子 (GOKAN Youko)
摂南大学・看護学部・教授
研究者番号：50258878
- (6) 研究分担者
玉置 真理子 (TAMAOKI Mariko)
岐阜大学・医学部・助教
研究者番号：00377681